

ヤスクニ・レポ 188

日本国憲法と私たちの課題

—戦後70年の今を考える

代表 西川重則

1

戦後70年の今年だからでしょうか。国の内外から多種多様な発言がなされている。安倍首相がアメリカの国会で演説した時、日本では真夜中であったが、私は初めから終りませ全部聞いたが、その場にいたアメリカの国会議員は、何度も首相の演説に対して拍手をくり返した。帰国してからも、首相の演説について賛否両論が繰り返されているのは周知の通りである。

一方、中国や韓国などから厳しい批判がなされているが、むしろ当然と言わねばならない。アメリカに対する評価が演説でくり返されたが、侵略・加害の歴史をくり返した日本が未だに中国や韓国に対して十分におわびがなされないまま、戦後70年の年を迎えた日本の首相として、演説の中でおわびについて一切触れなかったことから、アジアの国々、とくに中国や韓国などから批判がなされるのはむしろ避けられないことであり、今後の新たな課題として、私たち主権者・有権者としては、戦後70年の総括を始め、戦前・戦中の日本の歴史について改めてよく学び合うことが重要であり、緊急の課題となっていることを知らねばならない。

私自身、その点について講演の度に類似の問題を私たちの課題として質問に答え、共に学び合っていることを報告しておきたい。

さて、ここでは以下、改めて日本国憲法が施行されて長い年月が経過しているが、率直に言って、日本国憲法そのものの学びが一般に少ないことを率直に認め、反省をし、憲法学習の徹底の緊急であることを強く要望し、訴えたいと思っている。

その点について、類似の課題について、丁度「クリスチャン新聞」の5月10日日付の第三面に、短い文章であるが、日本国憲法の本質、特徴、主権者・有権者の責任について書かせていただいたので一読

して欲しいと思っている。

言うまでもなく、日本国憲法の特徴は、憲法の「前文」をどう読むかということである。日本国憲法の「前文」の一大特徴は、最初に主権在民・国民主権について力説していることである。何度書いても書き過ぎることはないと思っているが、「前文」の次の文言を暗記して欲しいものである。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」。

この主権在民・国民主権の認識がどれほど重要であるかについて、日本国憲法が施行された1947年5月3日の直後の文部省発行の『あたらしい憲法のはなし』に次のように戦後70年の今こそすべての日本人、とくにすべての公務員が正しい認識をもって憲法に基づく政治を行なう責任を具体的に果たすべきことが強く求められている厳しい政治状況であることを訴えたい。

「この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができていくかということなどが記されています。……もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです」。

「前文」の考え方の内容は普通三つの柱から成り立っていると言われているが、主権在民、平和主義、国際協調主義のことであり、「前文」の結びに次のように強調されていることを心に刻んで欲しいものである。

「日本国民は国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」。

2

なお「前文」の文言に、天皇・天皇制について一

切触れていないことは極めて重要なことであると、私は思っている。

なぜなのか。その理由を具体的に考える資料として挙げれば、その一つは、自民党が2012年4月27日に決定した「日本国憲法改正草案」の「前文」や本文の第一章を読めば明らかである。憲法改正（改悪）を目的として自民党結成（1955・11・15）と戦後史を考えれば、自民党結成の理由は疑う余地はないと言えよう。自民党が結成された時、党の基本方針として、「現行憲法の自主的改正」（西川重則著書『靖国法案の展望』、500頁以下、参照、すぐ書房発行）を主張しているが、この考え方を具体的に知るために、右の「日本国憲法改正草案」の「前文」の最初に、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」と書かれていること、そして本文の第一章天皇（第一条）について次のように明記し、天皇のことを「日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と強調している。

同じ象徴天皇であっても、文部省発行の『民主主義 下』（1949・8・26）に解説されている次の一文を比較すれば、敗戦後の文部省は戦後70年の今の

文部科学省とは全然違う発想で書かれている文言であり、両者を比較・検証して欲しいものである

「天皇は、単なる象徴であってなんらの政治的権力をも持たない」（267頁、参照）。

戦後の歴史にあって、天皇をどう位置づけているかについては二種類あると言われているが、その一つは「天皇は象徴でしかない」という「しか論」であり、もう一つは、「すべて論」であり、「象徴こそすべて」と天皇制の維持・確立をめざす推進運動を展開している人々・団体と二種類の解釈があるということである。

ともあれ、戦後70年の今、私たちの日本国憲法の施行から70年近くの年月を経ているのだから、憲法改正は当然だと単純に考え勝ちだが、普遍的価値を持っている内容であれば、年月の経過と関係なく、重視すべきことは言うまでもない。日本国憲法の「前文」及び「前文」の趣旨に沿って、より誠実に日本国憲法に基づく憲法政治を為政者が実践することをこそ、すべての公務員に要請することであり、要望に答える責任がすべての公務員にあることは自明の理であり、その条文が日本国憲法第九九条に明記されていることを強調して終りたい（2015・5・11）。

2015年4月17日例会奨励 ルカの福音書24章36～43節「復活の証人」 柴田智悦牧師（日本同盟基督教団 横浜上の町教会教師）

イエス様の復活を信じるということが、それほど単純なものではない、ということ、聖書自身が語っています。弟子たちでさえ復活のイエス様を見たとき、すぐには信じられませんでした。トマスが疑ったことは有名ですが（ヨハネ20:25）、実は他の弟子にしても変わらなかったのです。するとイエス様が、まさしくあの十字架で死なれたご自身が復活して現れているのだ、ということをお納得させようと、十字架の傷跡を見せられ、さわって確かめなさい、とおっしゃったのです。それでも「まだ信じられず不思議がっている」弟子たちの前でイエス様は焼いた魚を召し上がったのです。イエス様は、食事を私たちと共にされるほど、現実のお方としてよみがえられたのです。そのようにイエス様の復活のからだというのは、文字通り死んだからだが生きている、ということでそれはパウロがいう「朽ちないもの」

「御霊に属するからだ」によみがえらされるということ（1コリント15:42,44）。私たちも、終わりのラッパとともに、たちまち、一瞬のうちに変えられ（同15:52）、完全なものにされるのです。そして、そのようなイエス様がいつも私たちと共におられる、という確信、私たちが生きておられるイエス様の前で生かされている、という確信を持って歩ませて頂きたいものです。戦時下で神社参拝をせず殉教して行った韓国の牧師たちには、復活して今、生きておられるイエス様の前で語っているという現実感が強くあったのであろうと思わされますが、一方で日本の牧師たちにそれがどれだけあったのでしょうか。このような時代に生かされている私たちは、どれだけ生きておられるイエス様と共に歩む姿を証しできているのでしょうか。